

八王子市独自基準の概要

(八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

(八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例	考え方	具体的な対応内容	対象事業
1	指定障害福祉サービス事業者の一般原則 (人権擁護、虐待の防止のための体制の整備、研修の実施の義務化)	責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 (義務)	利用者の人権の擁護、虐待の防止また早期発見のため、責任者の設置、研修の実施その他の必要な体制の整備を行うことを義務として規定しています。虐待防止に関する研修としては、市でも、定期的に研修を開催する予定ですので、こうした機会を活用するとともに、研修参加者が事業所に内容を持ち帰り伝達するなど、幅広く職員全体に周知がなされるようしてください。 「その他の必要な措置」とは、障害者虐待防止法第15条に規定されている「苦情解決体制の整備」や同法第16条の虐待発見時の通報義務に基づく八王子市への通報体制を整備することなどを指しています。 厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月)」等を参考に事業所として体制整備を図るようお願いいたします。	虐待防止責任者の設置、従業者への研修の実施、倫理綱領の作成等、人権擁護・虐待防止のための体制の整備を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 全障害福祉サービス事業 障害者支援施設
2	指定障害福祉サービス事業者の一般原則 (成年後見制度の活用支援)	利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。 (努力義務)	成年後見制度の利用支援ですが、成年後見制度は判断能力が不十分な障害者等の権利の擁護や虐待の防止を図るうえで重要な制度です。障害者の保護、自立の支援、財産上の被害の防止を図るため、サービス事業者は成年後見制度の活用支援の努力義務を明記しています。利用者の判断力の低下が疑われる場合など、必要に応じて、成年後見・あんしんサポートセンター八王子(八王子市社会福祉協議会)や市と連携し、成年後見制度の活用を支援するよう努めてください。	障害者の保護、自立の支援、財産上の被害の防止を図る必要が生じた場合に、障害者に対して、成年後見制度について案内するとともに、手続の支援や情報提供等の対応を行うよう努めること	<ul style="list-style-type: none"> 全障害福祉サービス事業 障害者支援施設
3	指定障害福祉サービス事業者の一般原則 (障害者雇用の促進)	障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。 (努力義務)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害者雇用率(法定雇用率)に相当する人数以上の障害者の雇用を事業主に課していますが、本条例においては法律の趣旨を踏まえ、事業規模に関わらず、障害者の雇用確保と労働環境の整備に努めるよう規定しています。	積極的に障害者を雇用するよう努めること	<ul style="list-style-type: none"> 全障害福祉サービス事業 障害者支援施設
4	指定障害福祉サービス事業者の一般原則 (障害者就労施設等からの優先調達の推進)	その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。 (努力義務)	H25年度から「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されており、それに基づき八王子市では「八王子市が行う障害者就労支援施設等からの物品等調達方針」を定めているところです。八王子市における調達方針では、市のすべての組織が行う物品等の調達で、日用品や記念品、印刷製本等の物品の調達や清掃、除草、クリーニング等の役務を受けるもので、障害者就労支援施設等が受注することが可能なものについて、優先的に調達するというものです。法律では、民間団体等には障害者就労支援施設等から優先し調達することを求めています。八王子市では障害者就労支援施設等の受注機会の拡大を推進するためには、より広く協力を呼び掛けていく必要があると考えていることから、今後、協力を求める範囲を大学や民間企業等にも拡大することを計画しています。 障害者施設等においては、障害者就労支援施設等への発注が可能なものについては必要とする物品、役務を障害者就労支援施設等から調達することを努力義務として規定しています。	物品購入や作業委託等を外部に発注する際には、障害者施設に対して優先的に発注をかけるよう努めること	<ul style="list-style-type: none"> 全障害福祉サービス事業 障害者支援施設
5	勤務体制の確保 (外部研修の実施)	従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修、その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。 (義務)	従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修等を受講する機会を確保しなければならないことを義務として規定しています。虐待防止のための研修の実施のみならず、職員の研修実施について、具体的な実施計画のもと、新たな知識や考え方を取り入れる機会として、外部研修を活用するなど、これまでの事業運営の見直しの機会を設けていただくため規定しています。	外部研修等を受講する機会を職員に確保すること	<ul style="list-style-type: none"> 全障害福祉サービス事業 障害者支援施設

八王子市独自基準の概要

(八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

(八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例	考え方	具体的な対応内容	対象事業
6	内容及び手続きの説明及び同意(サービス提供開始時の説明に対する文書による同意)	文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。 (義務)	サービスの提供開始にあたっては、利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要や従業員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について、利用申込者の同意を得なければなりません。この同意について国の解釈通知では、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面で確認することが望ましいとされています。そこで本市ではサービス提供開始の同意について文書同意を必須とします。	サービス提供開始に当たり行う重要事項の説明について、口頭での同意ではなく、必ず文書により同意を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・全障害福祉サービス事業 ・障害者支援施設
7	衛生管理(感染症・食中毒の発生とまん延の防止措置としての研修の実施)	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。 (努力義務)	感染症に対する抵抗力が比較的弱い障害者は、障害者施設等のような集団で過ごす場や、居宅等においても感染が拡がりやすい状況にあることを改めて認識し、職員研修の実施により感染症に対する意識・知識を高め、発生リスクの軽減を図るため規定しています。市においても、感染症防止を図るための研修を実施していく予定です。また、万が一発生してしまった場合は、まん延防止が求められますが、これも適切な知識に基づいた処理対応が求められることから、研修の実施と合わせて、感染症対策マニュアルの策定も重要と考えていますので、厚労省等の対策マニュアル等を参考に作成すること、またマニュアルが効果的に活用されるように定期的に周知の機会も作っていただくようお願いいたします。 厚労省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)」 東京都「東京都福祉保健局作成の社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト」等を参考に事業所として体制整備を図るようお願いいたします。	<p>手洗いの励行や消毒の徹底等を実施すること</p> <p>感染症又は食中毒の発生又はまん延防止の知識・意識を高めるための研修を職員に実施するよう努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業(就労定着支援及び自立生活援助を除く。) ・障害者支援施設
8	協力医療機関等(協力歯科医療機関の義務化)	事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めなければならない。 (義務)	障害者支援施設と共同生活援助事業所について、省令では努力義務であったものを協力医療機関の規定と同様に、義務規定としています。口腔ケアがおろそかになれば、歯周病等全身の健康状態に悪影響を及ぼすリスクが高まることから、協力歯科医療機関との連携・協力により、口腔機能の維持を図っていくための規定です。	協力歯科医療機関との連携・協力により、口腔機能の維持を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助事業 ・障害者支援施設
9	掲示(重要事項の掲示義務一部緩和)	1 運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 上記1にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。 (一部緩和)	原則、事業者は事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととなっています。しかし、小規模事業所においては掲示のための場所が乏しく、判読困難な状態で掲示せざるを得ないケースも見受けられます。そこで、こうした掲示が著しく困難である場合については、これらの重要事項をファイル等に備えるなど、利用者が自由に閲覧できる環境を整えることで、掲示に代えることができることとします。なお、この場合には閲覧場所に加えて、自由な閲覧が可能であることを利用申込者等に周知してください。	事業所に掲示しなければならない事項について、掲示ではなく、書面の設置でも良い	<ul style="list-style-type: none"> ・全障害福祉サービス事業

八王子市独自基準の概要

(八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

(八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例	考え方	具体的な対応内容	対象事業
10	<p>身体的拘束等の禁止 (やむを得ず身体的拘束等を行う場合の判断要件、合議体による判断等)</p> <p>運営規程 (身体的拘束等を行う場合の手続に関する事項を追加)</p>	<p>1 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 2 上記1の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及び可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 3 事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。 (義務)</p> <p>「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」を運営規程に定めなければならない。 (義務)</p>	<p>サービス提供にあたっては、身体的拘束等が行われていないことが大原則であり、基準条例においても身体的拘束等を行ってはならない旨規定しています。 独自基準としては、緊急やむを得ない状況下においてのみ認められている身体拘束について、緊急やむを得ない場合であるかの判断を、客観性、慎重性の確保を図るため、「あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断による」こと、又、検討した過程その他必要な事項を記録することを、義務として規定しています。</p> <p>なお、緊急やむを得ない場合とは、以下の3点です。 ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及び可能性が著しく高いこと。 ② 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ③ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>また、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続について、適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程であらかじめ定めていただくこととします。</p> <p>運営規程に定めるべき規定は、 ①身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法 ②上記の協議に加わる職員の構成 ③夜間等に身体的拘束等の実施が必要となった場合の連絡、協議の方法などが挙げられます。</p> <p>厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月)」 厚労省(身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)「身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月)」 等を参考に事業所として体制整備を図るようお願いいたします。</p>	<p>緊急性、非代替性及び一時性の3つの要件をすべて満たす場合以外、身体的拘束等を行ってはならない</p> <p>緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、詳細な記録を残すこと</p> <p>緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続について運営規程に定めること</p>	<p>(身体的拘束等) ・障害福祉サービス事業(居宅介護等、重度障害者等包括支援、就労定着支援及び自立生活援助を除く。) ・障害者支援施設</p> <p>(運営規程) ・障害福祉サービス事業(居宅介護等、就労定着支援及び自立生活援助を除く。) ・障害者支援施設</p>
11	<p>事故発生時の対応 (損害賠償に備えるための措置)</p>	<p>①賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 ②事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (努力義務)</p>	<p>事業所はサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならないこととなっています。賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うための具体的な方法として、国の解釈通知では「損害賠償保険に加入することが望ましい」としています。 障害者へのサービス提供を行う事業所では、想定を超える事故等が発生するリスクもある中で、万一の場合の賠償への備えを万全とするため、賠償責任能力を確保する方法として、保険加入その他必要な資力を確保することを、努力義務として規定しています。</p>	<p>賠償責任が生じた場合にすぐに対応できるよう、保険に加入するなどの備えをするよう努めること</p>	<p>・全障害福祉サービス事業 ・障害者支援施設</p>
12	<p>非常災害対策 (地域との連携、避難体制、利用者及びその家族への周知等)</p>	<p>事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業員、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。 (義務)</p>	<p>非常災害に関する具体的な計画の策定義務については、既に省令においても規定されていますが、独自基準では「地域との連携体制の整備」を新たに規定しています。 具体的には、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火や避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることが、国の解釈通知でも説明されていますが、こうした点を明確にするため、条例に明記しています。 また、体制の整備の状況を従業員のみならず、利用者及び利用者の家族等にも周知すること等を規定しています。</p>	<p>地域の防災訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を図り、非常時には協力してもらえる体制を築くこと</p> <p>非常災害対策の内容を、従業員だけでなく、利用者及び利用者の家族等にも周知すること</p>	<p>・障害福祉サービス事業(居宅介護等、重度障害者等包括支援、就労定着支援及び自立生活援助を除く。) ・障害者支援施設</p>